

	<p style="text-align: center;"><b>CISTEC関係委員会提出の パブリックコメントに対する 経済産業省の回答結果 (2021.11.18付)</b></p> <p>「輸出者等遵守基準」関連：222～253 「みなし輸出管理」等関連：254～320</p> <p style="text-align: center;"><b>【CISTEC関係委員会提出意見】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>【出所】</b></p> <p><a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&amp;id=595121080&amp;Mode=1">https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&amp;id=595121080&amp;Mode=1</a></p> <p>：輸出管理のあり方専門委員会 自主管理分科会 提出 ：制度専門委員会 提出</p> <p style="text-align: center;"><b>【経済産業省回答】</b></p>
222	<p>①【該当箇所】</p> <p>「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案【第一条 第二号 ニ 前段】</p> <p>取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途(当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。)及び需要者等(技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。)を確認する手続を定め、</p>	<p>需要者とは「輸出貿易管理令の運用について」別表第3に「貨物を費消し、又は加工する者。これらを契約書で確認できない場合は、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責任を負える者」と定義されており、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」においても「当該貨物を費消し、又は加工する者」と定義されております。最終需要者については「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」において「貨物の需要者又は技術を利用する者」と定義されております。本省令における需要者とは、「貨物を費消し、又は加工する者」を原則として指します。なお、審査実務においては、輸出許可基準に基づき、必要に応じて、「貨物を費消し、又は加工する者」に加えて、その取引先や貨物等を使用する者の確認を求める場合があります。</p>

	<p>当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。</p> <p>1-1【意見内容】 各省令・各通達等には「需要者」、「最終需要者」の用語が出てきますが、それぞれの定義のご教示をお願いします。使い分けが必要であれば、違いを明確にさせていただきたいです。運用通達別表第3の1-3-3 貨物を費消し加工する者とされていますが、実運用では品目によって 貨物を装置等に組み込む者が需要者と判断される場合と、組み込まれた装置等を使用する者が需要者と判断される場合が生じていると認識しています。例えば、用途の括弧書きに、「当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。」とありますが、これは再販に限ったことであり、当該特定重要貨物等を輸入者が 例えば他の貨物に組み込み、費消している場合は、これに当たらないという理解でよろしいでしょうか？ 組み込まれた装置等を使用する者を需要者とし、当該需要者とその用途を確認する必要がある場合は、その具体例をガイドライン等でご教示をお願いします。</p>	<p>「当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合」は、「費消せず、又は加工せず」に別の者に提供する場合であることから、輸入者が特定重要貨物等を他の貨物に組み込むこと等により費消した場合はこれに当たりません。</p> <p>なお、取引の時点で、通常の商習慣で得られる範囲において、「費消し、又は加工する者」が費消し、又は加工した後の貨物等を使用する者を把握した場合には、併せて当該取引先の確認を行うことは需要者等の確認の中で求められます。</p>
223	<p>1-2【意見内容】 「別の者」、「需要者等」、「代理人」、「需要者以外の者」の定義や対象範囲が明確になる ようにガイドライン等で具体例を示していただき</p>	<p>「別の者」は「技術取引の相手方又は以外の者」、「需要者等」は「技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人」、「代理人」は貨物等の輸入代理店や販売代理店等の「技術取引の</p>

	<p>たいです。前段の「これらの代理人」とは、例えば、海外の販売代理店を指すと考えてよろしいでしょうか？</p> <p>また、後段の「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」は、前段の「これらの代理人」と同じと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者（需要者等）に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接需要者等に帰属する関係にある者」、「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」は「技術取引の相手方若しくは貨物の輸入者、その他特定重要貨物等の輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）」をそれぞれ意味しております。</p>
224	<p>②【該当箇所】</p> <p>「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案【第一条 第二号 ニ 後段】</p> <p>また、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。</p> <p>2-1【意見内容】 同じ号中であり文脈から判断できることから省略されたのかもしれませんが、後段のみを読むと、あらゆる取引に対し必要であるかの如く誤解を与えるおそれがあると思いますので、文頭の「用途及び技術を利用する者～必要となる情報を」の前に、前段同様「特定重要貨物等の」という対象を限定する形容詞を付していただきたいです。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
225	<p>2-2【意見内容】 「当該情報の信頼性を高める手続き」について、経済産業省として考える「信頼性を高</p>	<p>信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不</p>

	<p>める」ことを充足する具体的な事例をご教示いただきたいです。</p> <p>ガイドラインや Q&amp;A に記していただけると有り難いです。</p> <p>例えば、自己管理チェックリスト 2-4(2)備考欄の「確認の方法等の具体例」(1)~(3)を参考にすればよろしいでしょうか? 一例として、海外の大学に装置を納入する場合、担当教授の論文を確認すべきか否かの議論があるようですが、こうした点はどのように考えればよろしいでしょうか? 情報の信頼性を高める措置としては、あくまで「商慣習上、当該取引を行う上で通常取得する 情報」並びに「公開情報」の範囲に留めていただきたいのですが、具体的にどこまでの確認が求められるのか例示していただきたいです。具体例がないと、慎重な企業ほど、確認の範囲は広がり続けてしまうことが考えられます。また、経済産業省は、どのような内容を CP へ記載することを期待されているかご教示いただきたいです。</p>	<p>正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&amp;Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p> <p>なお、御指摘のとおり、信頼性を高めるための手続においては、通常の商慣習上取得する又は取得できる範囲での情報でもって行うことを想定しております。</p> <p>CPについては、本改正に基づく内容をそのまま記載するか又は本改正の趣旨に沿って記載することを想定しております。</p>
226	<p>2-3【意見内容】</p> <p>製品を装置等に組込む者:A と、組込んだ装置等を使用する者:B が別の法人の場合、商習慣上 は製品を購入するのは A であり輸出者は A から情報を得ることが通例ですが、この A は輸出者 等遵守基準の第一条第二号ニの「需要者」との理解で正しいでしょうか? その場合、Bは何に相当するのでしょうか? それとも「需要者」はBであって、Aは「貨物の 需要者以外の者」</p>	<p>本省令における需要者とは「貨物を費消し、又は加工する者」を指しますが、「貨物を費消せず、又は加工しない者」に輸出等を行う場合には「当該貨物等を使用する者」が需要者となります。御指摘のような場合、個別の輸出等の状況にもよるかと思いますが、製品を装置等に組込む者が「貨物を費消し、又は加工する者」であるとする、基本的にはAが需要者となります。一方、取引の時点で、通常の商習慣で得られる範囲において、「費消し、又は加工する者」が費消し、加工した後の貨物等を使用する者を把握した場合においては、併せて当該取引先の確認を行うことは需要者等の確認の中で求められます。</p>

	<p>となるのでしょうか? A も B も広義では「需要者」である場合、A と B を区別できるよう表記の見直しをお願いします。</p> <p>また、運用通達 別表第 3 の 1-3-3 の考え方との関連性を考えた場合、省令に照らし合わせた時、用語に関して混乱が生じ、意味の曖昧さから、やるべき手続きが見えなくなってしまうことが考えられます。仮に A が「貨物の需要者以外の者」である場合、A からは B の用途について B との守秘契約等によって詳細が明かされない場合等が想定されますが、このような場合にはどうすればよろしいでしょうか?</p>	<p>なお、審査実務においては、貨物等の性質等も踏まえ、輸出許可基準に基づき、必要に応じて、「貨物を費消し、又は加工する者」に加えて、その取引先や貨物等を使用する者の確認を求める場合があります。</p>
227	<p>2-4【意見内容】「用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続きを定め」とあります。「商流:日本本社→海外荷受人→海外代理店→技術を利用する者又は貨物の需要者」であっても、常に、用途を、技術を利用する者又は貨物の需要者から入手すること定型業務としている場合、当該手続きを定める必要はありますか? 当該手続きを定める必要がある場合、CP 文言は、どのように記載すればよろしいでしょうか?</p>	<p>御指摘のように技術を利用する者又は貨物の需要者から用途を入手することを定型業務としている場合であって、用途の確認に伴い需要者の確認もしている場合は、改めて手続きを定める必要はないものと考えております。一方で、需要者の確認をしていない場合においては、改めて手続きを定めていただく必要があるものと考えております。CP 文言としては、現時点で、用途を技術を利用する者又は貨物の需要者から入手している手続きに、技術を利用する者又は貨物の需要者を追加するような形が考えられます。</p>
228	<p>2-5【意見内容】 海外にある代理店などに販売を委託し、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用したストック販売を行っている場合、</p>	<p>信頼性を高める手続きについては、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。御指摘の包括許可により認められるストック販売については、包括許可要領で求められる範囲内で把握している用</p>

	<p>情報の信頼性を高める措置を講じる必要が ありますか?</p> <p>包括許可取扱要領に記されている対応のみでは足りないのでしょうか? 一般包括許可・特別一般包括許可のストック販売における需要者等の確認は、経産省 Q&amp;A 【2. 一般包括許可・特別一般包括許可】の「Q&amp;A15、Q&amp;A16」でも包括許可要領の内容が 記されていますが、この範囲内の確認のみだと不十分なのでしょうか? 包括許可要領記載内容 以外に追加確認が必要なのであれば、追加確認の有無に関し、Q&amp;A やガイダンス等で具体的に明記していただきたいです。</p>	<p>途・需要者について信頼性を高める手続を行っていただくことを想定していません。</p>
229	<p>2-6 【意見内容】</p> <p>「～必要となる情報を、 技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、～」と、何故、「需要者等以外のものから」という条文にせず「技術を利用する者又は貨物の 需要者以外の者から」という条文になっているのでしょうか?</p>	<p>用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報は、特定重要貨物等の輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げる等の懸念がないことを確認する上で極めて重要な情報と考えております。このため、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。）から間接的に用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認に必要な情報を得ている場合には、用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報の確からしさを高めるために本措置を求める旨を規定しております。</p>
230	<p>2-7 【意見内容】</p> <p>「2-4(2)2 輸出令別表第 3 に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して、確認を行っているか。」とありますが、区別せずに確認しても問題ないでしょうか?</p>	<p>信頼性を高める手続については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、仕向地が輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域にあたるか否かもその要素の一つであると考えているため本項目を記載したところです。一方、別表第 3 に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して確認をする必要があるかのような印象を与えることもあり、自己管理チェックリストにおいて敢えて本質問を問う必要性はないと考えるに至りましたため、自己管理チェックリストから削除することとします。</p>
231	<p>③ 【該当箇所】</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

	<p>「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案【第一条 第二号 チ】</p> <p>子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子 会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認(以下「指導等」という。)を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うよう努めること。</p> <p>3-1【意見内容】 文頭の「子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、」を「子会社が輸出者等の特定重 要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、」に変更し、当該対象の限定を明確化していただきたいです。</p>	
232	<p>3-2【意見内容】 輸出者等遵守基準を定める省令で「定期的に当該指導等を行うよう努める」と努力規定になっています。また、外為法等遵守事項「7. 会社及び関連会社の指導」では、「(1)~指導を行うこと。(2)~当該 手続に従って定期的に指導等を行うこと。」と義務規定になっています。一方、「包括許可取扱 要領」では、「ただし、外為法等遵守事項中『7 子会社及び関連会社の指導』の実施状況については、〇〇包括許可を行う場合における評価対象としない。」という文言が削除されました。つまり、包括許可を行う場合における評価対象」となり、規制が強化されたのではないかと考えられます。この場合の「評価」は、通</p>	<p>包括許可取扱要領において削除した箇所については、包括許可要領にかかわらず、外為法等遵守事項に沿って、これまでも実地検査等において指摘等を行ってきており、それに基づき改善を図っていただいていたところです。</p> <p>このため、削除したことによる影響は実態上ないものと考えております。</p> <p>また、外為法等遵守事項に沿って輸出者等に求める内容の評価については、自己管理チェックリストに記載している内容でもって行うこととなります。</p>

	<p>常は「自己管理チェックリスト」7-2(2)の記述内容による 評価に限定されるという理解で良いでしょうか? また、評価基準(最低限どこまで当該指導等を行えば、包括許可を維持できるか)は、今後、公開され、統一基準により「評価」されると理解してよろしいでしょうか?</p>	
233	<p>3-3【意見内容】 輸出者等遵守基準を定める省令で「定期的に当該指導等を行うよう努める」とありますが、どの 程度実施することを想定しているのでしょうか?必要な具体的指導の範囲等をガイドライン等 でもう少し明確にさせていただきたいです。海外子会社についてはどのような場合に指導が必要となるか、その条件や留意点等を具体的な事例を挙げてご説明をお願いします。また、外為法等遵守事項「7.会社及び関連会社の指導」では、(1)~指導を行うこと、(2)~当該手続に従って定期的に指導等を行うこと、と義務規定となっています。輸出者等の輸出等の業務に関わる子会社に対する「指導等」は、チェックリスト 7-2(2)1~3 全てを行わなくてはならないということになるのでしょうか? 既存の「7(1)、7-1:子会社及び関連会社(海外子会社等を含む。に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っているか。」では、指導不足となってしまうのでしょうか?</p>	<p>輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定しています。当該子会社の業務体制及び業務内容の確認の具体的な内容としては、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査結果の検査等を定期的実施すること（例えば1回/年）が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&amp;Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p> <p>また、子会社に対する指導に関して、当該子会社が用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合であって当該確認等が不十分であることを把握した場合に、改善のための指導を行う必要があるものと考えております。</p> <p>自己管理チェックリスト7-2（2）1．～3．全て実施いただく必要がありますが、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導（輸出等の業務に不備がある場合の改善指導を除く。）と、輸出等</p>

		<p>の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を同じ          手続・過程で実施することも可能であると考えております。なお、自己管理チェ          ックリスト7-1に基づくこれまで子会社に対して指導していた場合であって          も、自己管理チェックリスト7-2(1)(2)に記載の事項を実施していない          場合は不足事項を新たに実施いただく必要があります。</p>
234	<p>3-4【意見内容】 改正による子会社の指導強化に伴          い、「子会社」の定義や対象範囲を明確にする必要が          あると 考えます。</p> <p>議決権の 50%超を保有する会社を本号の「子会社」と          いう認識で、問題ないでしょうか?(合弁 会社等で、他          の親会社に支配されている会社は、本号の「子会社」          から除外されるのでしょうか?) 連結対象子会社であっ          て「実質的に財務および事業の方針の決定を支配して          いる様々な会社」を含むのでしょうか?あるいは形式          的な基準ではなく「実状に即した」判断を下してもよ          ろしいでしょうか?(海外子会社の範囲についても同じ          疑問があります)</p>	<p>本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。</p>
235	<p>3-5【意見内容】 「子会社が輸出者等の輸出等の業務          に関わる場合」とはどのような場合か、ガイドライン          等により、具体的にご説明をお願いします。 例え          ば、契約上、輸出者と最終需要者の間に介在する中間          事業者として商流に加わっている場合 を指しますか?          輸出者等の代わりに専ら出荷や通関等の業務を行って          いる子会社(審査等の判断業務は行わず オペレーショ          ンのみ)が対象ですか? 受注等を含め輸出に関わる業務に          携わる子会社全てが対象ですか? 輸出品の発注をする</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵          守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管          理に係る業務を指すものと考えており、輸出者等の当該業務を子会社に関わる場          合を指しております。具体的には、当該子会社が、用途の確認のための事前審査          や事前確認を実施している場合には「輸出等の業務に関わる」ものと考えており          ます。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが          全くない場合には、当該子会社は輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チ          の対象外と理解いただいて構いません。</p>

	<p>或いは荷受人となる海外の子会社も対象ですか？ 国内子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、子会社が製品の製造、調達、運搬を行う子会社を指しますか？ 国内の子会社自身が輸出者となる場合のことではないとの理解でよろしいですか？ 海外子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、海外子会社が貨物等の受領、需要者と 売買・サービス等を行うなど輸出者の輸出業務に係る子会社のことを指していますか？ 等。</p>	<p>御指摘の事例について、「輸出者等の代わりに専ら出荷や通関等の業務を行っている子会社」に関しては、当該子会社が輸出者等遵守基準を定める省令第1条第2号ホの輸出者等が実施する業務の一部を実施している場合においては対象となりますが、輸出者等が同号ホの確認を行った上で輸出者等からの指示又は依頼通りに専ら出荷又は通関業務を行う者については対象となりません。</p> <p>「受注等を含め輸出に関わる業務に携わる子会社全て」「輸出品の発注をする或いは荷受人となる海外の子会社」「国内子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、子会社が製品の製造、調達、運搬を行う子会社」「海外子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、海外子会社が貨物等の受領、需要者と 売買・サービス等を行うなど輸出者の輸出業務に係る子会社」に関しては、当該子会社が輸出等の管理に係る業務を担っている場合(例えば、用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合)には「輸出等の業務に関わる」ものと考えております。一方で、輸出等の管理の業務に全く関係なく専ら販売や製造、調達、運搬関連の業務をしている場合には「輸出等の業務に関わる」ものではないと考えております。</p> <p>なお、「国内の子会社自身が輸出者となる場合」は、当該子会社が輸出者等遵守基準に基づき輸出等を行う必要があります。</p>
236	<p>3-6【意見内容】</p> <p>対象となる子会社の定義を Q&amp;A やガイダンス等で具体的に明確にしていきたいです。 本社側でも需要者・用途確認するケースは、本社側のビジネスとして子会社に需要者・用途確認 を依頼して輸出するケースだけで、子会社側が自分たちのビジネスとして輸出するようなケースは当てはまらないということについて、明確なご説明をお願いします。</p>	<p>全ての子会社を対象とするものではなく、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった輸出等の管理の業務の一部を子会社が担う場合における当該子会社が対象となります。あくまでも日本の外為法の対象となる輸出等の業務に対する指導等であり、海外子会社が主体的に行う事業活動を対象とするものではありません。なお、本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。</p>

237	<p>3-7【意見内容】 国内本社で製造された貨物等であっても、その所有権が海外子会社(海外現地法人)に移り、海外現地法人のビジネス(責任)で他国及び他地域へ輸出するような場合は、その国及び地域の法令を遵守すればよいのでは(外為法は無関係ではないか)という疑問に対する回答を Q&amp;A や ガイダンス等で具体的に明確化していただきたいです。子会社には海外子会社も含まれると理解していますが、グループ A の国及び地域内の企業は、日本と同等の輸出管理が制度化され、日本企業の子会社に限らず、各社にて適正な運用がなされていると思いますが、グループ A の国及び地域内の子会社も指導対象となるのでしょうか? 親会社の子会社指導に努めることは理解していますが、実質的な外為法の域外適用になりかねず、日系企業と現地企業間での公正な競争条件(レベル・プレイング・フィールド)を維持するためにも合理的基準について、ご説明をお願いします。</p>	<p>輸出者等が輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社が担う場合においては、当該子会社も輸出者等と同様に適正に実施することが必要であり、今回改めて規定を追加したものです。あくまでも日本の外為法の対象となる輸出等となることから、海外子会社が主体的に行う事業活動を対象とするものではありません。</p> <p>なお、本規定は、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。</p>
238	<p>3-8【意見内容】 審査業務を委任しているケース等(審査業務を委託している場合は、その体制を構築、手続きを定めて指導する等)が、今回の改正趣旨と理解しています。一方、日本の本社側で、全ての審査業務(該非判定、顧客・取引審査)を実施し、現地の子会社経由で顧客へ販売するケースも、この「関わる」に該当しますか? その場合の当該業務は、子会社では審査は実施していないため、子会社が行う販売業務ということになるのでしょうか? 輸出管理部門が販売体制の</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管理に係る業務を指すものであり、輸出者等の子会社が、特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には関係があるものと考えております。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チは関係ないと理解いただいて構いません。</p>

	構築/指導を行うということではないという認識で正しいですか? 「輸出業務に関わる子会社」の「関わる」の部分の範囲を Q&A、ガイドライン等で明確にさせていただきたいです。	
239	<p>④【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 16 ページ目) 改正後【別添 B 様式 2】</p> <p>4-1【意見内容】 改正後【別添 B(様式 2)】に、改正前【別添 A(様式 2)】に記載の「8 報告及び再発防止: (1)経済産業大臣への報告、(2)再発防止策の策定及び実施(違反者の処分を含む。)」が 削除されていますが、誤りではないでしょうか?</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
240	<p>⑤【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案 (PDF 2・26 ページ目) 1(別紙 1)7. 外為法等遵守事項子会社及び関連会社の指導 27(2)(遵守基準省令第 1 条第二号又関係)3 輸出者等概要・自己管理チェックリスト 7-2(1)(注)「指導等」とは、遵守基準省令第 1 条第二号又の指導等をいう。</p> <p>5-1【意見内容】</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。

	<p>II-7 の柱書中の括弧書き記載にて、「第二号又関係」とありますが、「第二号チ関係」の誤りではないでしょうか?</p> <p>また 7-2(2)の(注)「指導等」とは、遵守基準省令第 1 条第二号又の指導等をいう。以下同じ。とありますが、「又」ではなくて「チ」の誤りではないでしょうか?</p>	
241	<p>⑥【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 26 ページ目) 輸出者等概要・自己管理チェックリスト_自己管理チェックリストの 7-2(備考欄)</p> <p>6-1【意見内容】</p> <p>7-2 文末の「(」(片括弧)は「予定時期:」の誤りではないでしょうか?</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
242	<p>⑦【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 26 ページ目) 様式 3 自己管理チェックリストの 7-1, 7-2(1)</p> <p>7-1【意見内容】</p> <p>様式 3 自己管理チェックリストの 7-1 における「子会社及び関連会社(海外子会社を含む)」は、関連会社の海外子会社も対象でしょうか?(海外子会社を含む)が子会社だけに係るのであれば、「子会社(海外子会社を含む)及び関連会社」と修正していただきたい</p>	<p>関連会社の子会社を含むものではなく、輸出者等の海外の子会社及び海外の関連会社という意図で記載しております。外為法等遵守事項における子会社及び関連会社については、従前より、海外の子会社等を含むのか否かを問う質問が輸出者等から多数寄せられていたこともあり、海外子会社等を含むものであることを明確にするべく追記しているものであり、これまでと内容及び運用に変更はありません。</p>

	<p>す。また、自己管理チェックリストについて、子会社及び関連会社の指導の 7-1、7-2(1)に子会社・関連会社(海外子会社を含む)と括弧書きにて補足情報を付加されましたが、この改正の意図・目的を示していただきたいです。</p>	
243	<p>⑧【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 3 ページ目) 1. 施行期日 この通達は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>8-1【意見内容】 輸出者等遵守基準及びみなし輸出も含めて、従来の規制から大きな変化であり、経済産業省によるガイダンス・Q&amp;A の発行、説明会等のアウトリーチの実施が必須であると考えます。輸出者企業の社内規則、手続等の準備と周知の期間を考慮して頂き、公布日から施行まで、一年以上の期間をいただきたいです。尚、特に、4月1日は本邦の多くの企業が採用する新年度開始日であり、みなし輸出については、特に新入社員の誓約書を取得する上でも制度を理解、周知する時間がなく、実運用上の問題があると思います。その上で、CP 届出の時期の再考もお願いしたいです。</p>	<p>適用時期については、産業界やアカデミアにおけるご負担と昨今の安全保障環境に適した対応をする必要性のバランスを踏まえて検討しております。</p> <p>産業界やアカデミアにおけるご負担については、本パブリックコメント開始時に『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&amp;A』等の解説資料を用意し、本パブリックコメントの回答の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を日英で公表するほか、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表しております。また、個別の質問に対応すべく、特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合にご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p> <p>また、本明確化により、(各法人が自主的なコンプライアンスとして行う場合を除き)就業規則等の改定までは求めておらず、産業界やアカデミアにおけるご負担に配慮した制度設計にしております。上記を前提に、本明確化は令和4年5月1日から適用させていただきます。</p> <p>したがって、令和4年4月入社社員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいております。すなわち、当該社員からの誓約書の取得は必要ありません。</p>

		また、御指摘も踏まえ、輸出管理内部規程の内容変更の届出期限を輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日とさせていただきます。
244	<p>⑨【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案</p> <p>「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」(記入例)<a href="https://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs_pdf/CL__example.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs_pdf/CL__example.pdf</a></p> <p>9-1【意見内容】</p> <p>改正交付に際しては、METI 殿で整備されている「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」(記入例)についての改訂版も、事前に時間的余裕を持って提供・提示させていただきます。</p>	「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」(記入例)の改定版は、事前に時間的余裕を持って提供・提示させていただきます。
245	<p>⑩【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 22 ページ目) 2-3(2)確認方法【旧:審査方法】 1 用途及び需要者等を確認する【旧:顧客に関する審査の】様式はあるか。 2 需要者等【旧:新規顧客】の確認対象は明確か。 3 需要者等は新規取引、継続取引を区別して確認を行っているか。 4 継続取引をしている需要者等を定期的に見直しているか。 5 間接輸出の場合も確認しているか。</p>	<p>確認ポイントは以下のとおりになります。</p> <p>① 用途及び需要者等の審査を様式を用いて適正に実施しているか。</p> <p>② 需要者等の定義のとおり対象範囲を明確にして確認しているか。</p> <p>③ 新規需要者等顧客と継続需要者等顧客で審査方法を分けている場合、それぞれ、どのように審査を実施しているのか。需要者等を審査した継続需要者について、その後、定期的(1~2年毎)に見直しを行っているか。</p> <p>④ 間接輸出(国内販売して購入者が輸出する場合)に、国内販売先やそこからの輸出先・需要者等の審査を行っているか。</p>

	<p>10-1【意見内容】</p> <p>「別添 A(改正前)輸出管理内部規程総括表(3)顧客審査(4)最終需要者及び最終用途」から「別添 B(改正後)輸出管理内部規程総括表(3)用途及び需要者等の確認」へ変更。「(改正後)自己管理チェックリストの評価項目「2-3(2)」の確認方法」の記載も変更。これらは、輸出者等遵守基準を定める省令での「需要者等」の定義の追加に関連するかと思いますが、「自己管理チェックリスト」評価項目「2-3(2)」の確認方法のポイントについて、分かりやすい解説をお願いします。</p>	
246	<p>1 1【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 23・26~27 ページ目)評価項目 2-4(1)・2-4(2)・7-2(1)・7-2(2)</p> <p>11-1【意見内容】 自社名義の取引について、営業事務等について業務委託することはあっても、審査業務は自社自ら行っている場合等、自社の安保管理審査を、子会社等の第三者に委託していない場合には、関係ないと理解してよろしいでしょうか?</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管理に係る業務を指すものであり、輸出者等の子会社が、特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には関係があるものと考えております。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チは関係ないと理解いただいて構いません。</p>
247	<p>12【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 3 ページ目)附則 2 経過措置(4)輸出管理内部規程受理票に関する経過措置</p> <p>12-1【意見内容】</p>	<p>輸出管理内部規程については、輸出管理内部規程に関する経過措置により、令和4年10月31日までに内容変更の届出がない場合は、令和4年12月21日以降、今お持ちの輸出管理内部規程の受理票は失効となります。</p> <p>特一包括については、輸出管理内部規程に関する経過措置により、この通達の改正前の規定により発行された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票」</p>

	<p>改正前に発行された輸出管理内部規程(以下 CP)受理票はこの通達の施行日から3カ月間に限り有効な旨が示されています。CP改訂による変更届がこの期間内に受理されなかった場合、今までのCP受理票及び取得している特一包括は失効し、改めてCPの新規届出をすることになるのでしょうか?</p>	<p>はその発行日から13か月間に限り有効なものとみなしますが、有効な輸出管理内部規程の受理票をお持ちの場合となります。更に詳しい運用は、経済産業省の安全保障貿易管理HPにおいてQ&amp;Aを示しますのでそちらを参照してください。</p>
248	<p>12-2【意見内容】改正に伴う内部規程の内容変更が無い場合(別規程での対応も含む)、経済産業省への内容変更の届出は不要でしょうか?変更がない旨を経済産業省へ連絡することで再度受理票が発行されるのでしょうか?その際の報告の方法、様式等の定めはあるのでしょうか?あるいは、連絡せずとも再発行されるのでしょうか?</p>	<p>本改正により新たに追加した規定を遵守している旨を明確にするためにも、当該追加規定を含む輸出管理内部規程を定めることが望ましいものの、新たに追加された規定を輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている場合には、必ずしも輸出管理内部規程自体を変更する必要はありません。一方、輸出管理内部規程自体の変更の有無にかかわらず、輸出管理内部規程の内容変更の届出を行っていただく必要がありますので輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日までに届出を行ってください。</p>
249	<p>13【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」(PDF 27 ページ目)「自己管理チェックリスト」9-1 特定取引(特定類型に掲げる居住者(自然人に限る。))に対して技術を提供する取引)</p> <p>13-1【意見内容】「手続」の具体例について、ご教示をお願いします。 また、1(3)サ3については、誓約書等、新たな書類を取得して確認することを求められていませんが、具体的にどのような確認方法を想定されているのでしょうか?</p>	<p>前段について、役務通達別紙1-3に沿った特定類型該当性確認を行う手続を定めていれば、「自己管理チェックリスト」9-1の手続を定めているものと考えられます。 後段について、特定類型③は、役務取引において通常取得する書面等から該当することが明らかである場合を除き、基本的には、経済産業省から同類型に該当する可能性があるとして技術提供者に連絡があった場合に、同類型に該当すると判断いただくことを想定しています。</p>

250	<p>13-2 【意見内容】</p> <p>A 欄 輸出管理内部規程上の取扱いにおいて</p> <p>1 輸出管理内部規程上で明確に定めている</p> <p>2 輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている</p> <p>3 一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている</p> <p>4 定めていない</p> <p>5 他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めているとありますが、以下の点について明確にさせていただきたいです。例えば、2は、就業規則で利益相反行為の禁止や申告の規定があれば該当するという考え方でよろしいでしょうか？ 5は、子会社が親会社の規程を準用していて親会社の規程に特定類型の確認に関する規定がある場合を意味していますか？</p>	<p>ご理解のとおり、2については、就業規則等、輸出管理内部規程以外の規程において、役務通達別紙1—3で示すガイドラインに沿った対応が規定されている場合をを想定しています。</p> <p>5について、ご指摘のケースは該当すると考えられます。</p>
251	<p>14 【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 26 ページ目) 7-2(1)B 欄 実際の取り組み「指導等を行う体制及び手続について」(ア)責任者を選任している</p> <p>14-1 【意見内容】 「(ア)責任者を選任している」等の記述があります。「指導等を行う体制及び手続について」の当該体制とは、既存の輸出管理の体制とは独立したものが求められるのでしょうか？</p>	<p>特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社の指導等を行う上で、新たな体制を構築するという対応もあれば、既存の輸出管理の体制を活用することによる対応もあり得るものと考えており、必ずしも独立した体制を求めるものではありません。</p>
252	<p>15 【該当箇所】</p>	<p>御意見ありがとうございます。いただきました御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案

【第一条第二号イ】の「統括責任者」  
第一条第一号イ・第一条第二号ハ・第二条・第三条  
の「該非確認」

15-1【意見内容】 最高責任者についてですが、外為法等遵守事項では代表取締役又はそれに相当する者を安全保障 輸出管理の最高責任者とあり、遵守基準では特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括 管理する責任者(統括責任者)とありますが、整合性を図るため、遵守基準二 イの上記個所を「特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括管理する最高責任者(最高責任者)」に見直していただきたいです。また、該非判定についても、外為法等遵守事項ではリスト規制貨物等に該当するか否かについて 判定を行うとあり、遵守基準では、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認(該非確認)とありますが、整合性を図るため、遵守基準省令第1条一 イ「特定重要貨物等に該当するかどうかの確認(以下この条において「該非確認」という。))」を「特定重要貨物等に該当するかどうかの判定(以下この条において「該非判定」という。))」に見直していただきたいです。その他、同上二 ハ「該非確認に係る手続きを定めること」を「該非判定に係る手続きを定めること」に、同上第二条「該非確認責任者」を「該非判定責任者」に、同上第三条

	<p>「該非確認の業務を含む。」を「該非判定の業務を含む。」に、「該非確認責任者を含む。」を「該非判定責任者を含む。」に見直していただきたいです。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>以下の点について、以前より、混乱が生じているケースが見受けられます。是非、この機会に、遵守基準の用語を外為法等遵守事項の用語統一を図っていただきたいです。外為法等遵守事項の用語は、いわゆる大臣通達*に基づき長年使用されてきた用語であり、既に経済産業省に届出若しくは内部管理規程(CP)として運用している大半の輸出者は外為法等遵守 事項で使用されている用語を使用しているため、こちらを生かしていただきたいです。</p> <p>*大臣通達(6 貿易第 604 号 平成 6 年 6 月 24 日)「不拡散型輸出管理に対応した輸出管理法 規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」 尚、安全保障貿易管理 HP(<a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html</a>)に 掲載している「輸出管理内部規程(CP)及び輸出管理等概要自己管理チェックリスト(CL)に係わる Q&amp;A」の QA12 にもそれぞれ、「最高責任者」、「該非判定」に相当するとの説明があります。</p>	
253	<p>16【該当箇所】 「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案</p>	<p>本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&amp;Aやガイドラインにおいて示すことを検討しています。また、改正内容について説明会等で周知徹底することを予定しています。</p>

	<p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案</p> <p>16-1【意見内容】 自己管理チェックリスト 2-4(2)「情報の信頼性を高める手続き」の確認の方法等、「子会社指導」の指導方法など、具体例を含め、省令・通達改正に伴うガイドランスや Q&amp;A を、公布後に間を置くことなく且つ施行日より少なくとも 9 カ月以上前に公表していただきたいです。また、説明会等の輸出者に対するアウトリーチの実施されることを是非ともお願いしたいです。</p>	
254	<p>1 &lt;対象が広汎となることに伴う制度の周知&gt; 本改正案は、本邦法人(企業)内従業員への技術提供管理を求めており、リスト規制技術および キャッチオール規制技術も対象であることから、輸出取引の有無に拘らず、工業製品等を取扱う 企業全般に及ぶものと理解しました。これまでの輸出管理は輸出取引を有する企業が実施していましたが、中小企業等を含め、対象企業が相当数増加するものと考えます。したがって、それら 新たに管理を要する企業が漏れることなく、適切な対応を取れるよう、御省より丁寧な説明を実施頂きたい。</p>	<p>今回の制度見直しの内容と企業におけるご対応について、中小企業を含め、多くの企業の皆様にご理解いただけるよう、引き続き努めてまいります。</p>
255	<p>1-2 &lt;本邦法人の社員の位置付け&gt; 今回のみなし輸出の枠組みでは、本邦法人がその雇用契約等の関係にある特定類型該当の社員 等である居住者に技術提供する場合に許可が必要ということになっ</p>	<p>いずれもご理解の通りです。</p>

	<p>ています。その場合、実際に 特定類型該当の社員等に提供するのは、その本邦法人の他の社員になりますが、その提供する側 の社員は、あくまで本邦法人の業務の一環として行うものですから、その社員が提供する行為は、 本邦法人が提供する行為として位置付けられると理解していますが、それでいいでしょうか。</p> <p>したがって、「通常果たすべき注意義務」は(類型該当性の報告を本人から受けたり、経産省 からの連絡を受ける)本邦法人が負うものであり、実際に提供した社員が注意義務違反等の何ら かの責任を問われることはないと考えられますが、その理解でいいでしょうか。</p>	
256	<p>1-3 &lt;本邦法人の社員間の提供行為の位置付け&gt;</p> <p>今回の制度改正は、本邦法人に雇用等されている社員間(居住者間)の提供行為を規制すると の趣旨ではなく、本邦法人が(実際にはその指揮命令等の下で業務を行う社員がその業務の一環 として)、特定類型該当の社員に提供する行為を「特定取引」として許可対象とするものであっ て、指揮命令下で提供する側の社員自身に、「特定取引」に関する管理規制が及ぶということ ではない(責任を問われるものではない)と理解していますが、それでよろしいですか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
257	<p>2 &lt;外国人向けの特定類型制度・運用についての解説、翻訳の提供&gt;</p> <p>外国の方向けの特定類型に係る制度運用の解説の提供を希望します。誓約書の英文、中文等や外国語翻訳の例示もお願いします。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>

258	<p>3 &lt;特定類型該当性の確認手続き&gt;</p> <p>「みなし輸出管理の明確化に関する Q&amp;A3」に、特定重要貨物等の輸出者等は、取引の相手方 の特定類型該当性の確認の手続について定め、当該手続に沿った確認を行うことと書かれている。手続に関しては、個社の管理に委ねられており、輸出管理内部規程(CP)ではなく、マニュアル等にて規定することでもいいか。</p>	<p>既存の輸出管理と異なる部門との調整等もあり得ると考えており、本手続の詳細が輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めていけば問題ないものと考えています。</p>
259	<p>4 &lt;社内で混乱を招かない適切な管理運用方法&gt;</p> <p>本邦法人(企業)内において、特定類型1又は2に該当する従業員への技術提供管理は、これまでの輸出管理同様に、個別許可の取得、包括許可の適用、特例提供、又は、技術提供しない、等での対応を要します。一方、このためには、当該従業員が特定類型に該当することを社内で周知・徹底する必要(これまでの輸出管理における懸念のある需要者のように)があるように思えます。しかしながら、それは、当該従業員への差別にも繋がりうるものであり、また、業務上、支障を来すことも考えられ、法令の要請とはいえ、その運用は難しく、デリケートになります。御省より、適切な管理運用方法をご教授頂きたく、よろしくお願ひ致します。</p>	<p>特定類型に基づくみなし輸出管理に対する対応方法については、役務通達別紙1-3にお示ししたとおりでございます。類型該当者の社内関係者等への周知の方法については、46への回答も参考としてください。</p> <p>従業員のご理解をいただけるよう、従業員や学生向けの説明資料を本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に公表します。</p>
260	<p>5 &lt;個人情報保護法との関係&gt;</p> <p>特定類型に該当する者が社内にいる場合(経済産業省から連絡を受ける類型3を含み)、当該 類型該当者に許可なく技術が提供されないことを徹底するためには、類型該当者であることを社内に周知する必要がある</p>	<p>特定類型該当者に関する情報の関係者への共有の範囲については、個々の事情に応じて検討されるものであり、必ずしも、社内の全ての者に周知する必要はないと考えております。</p> <p>その上で、個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとされております(「個人情報の保護に関する法律につい</p>

	<p>が、これは個人情報保護法のその他の法律に抵触しないのか確認をお願いします。また、個人情報保護法その他の法に抵触せず、類型該当者への無許可の技術提供の発生を防止する効果的な社内周知の方法例をお示しいただきたい。</p>	<p>てのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&amp;A（Q5-2）。</p> <p>そのうえで、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要がありますが（個人情報保護法第16条第1項）、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多いものと理解しております。</p>
261	<p>6 &lt;社内周知の有無と「通常果たすべき注意義務の履行」との関係等&gt;</p> <p>類型該当者の社内周知については、貴省としてはどのように位置付けておられますか。推奨されるのかそうでないのか、「通常果たすべき注意義務の履行」と社内周知の有無とは直接は関係ないのかあるのか、個人情報保護・労働法制等との関係についてもお考えをお願いします。</p>	<p>類型該当者の社内周知について、役務通達別紙1-3で直接的に求められる対応ではないところ、各提供者において適切な方法を採用いただければ差し支えないと考えております。一方で、仮に社内に周知する方法を採用するとしても、情報の関係者への共有の範囲については、個々の事情に応じて検討されるものであり、必ずしも、社内の全ての者に周知する必要はなく、特定類型該当者に技術を提供する可能性がある者に周知できれば十分であると考えております。</p> <p>「通常果たすべき注意義務の履行」とは、役務通達別紙1-3で求められる注意義務であり、社内周知の有無とは直接には関係ありません。</p> <p>個人情報保護法との整理は、260番でご回答したとおりです。労働法制との整理については、具体的にどの論点についてどの条文の解釈を問われているか明らかではないため、ご回答が難しいと考えております。</p>
262	<p>7 &lt;「漫然と」の具体的内容&gt;</p> <p>METI から類型該当可能性の連絡があった場合に、「漫然と」技術提供を行う場合には、「通常果たすべき注意義務を履行していない」とありますが、この「漫然と」の具体的事例を教えてください。逆に、どういう対応をすれば「漫然と」した対応にならないと考えられるでしょうか。</p>	<p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができます。</p> <p>一方、例えば、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられます。</p>

263	<p>8 &lt;METI からの連絡の事実についての本人への開示等&gt; METI から、各特定類型該当可能性について連絡を受けた場合、それを本人に開示することが必要になりますが、それについて本人から異議があった場合には、安全保障貿易審査課にご照会、ご相談すればいいのでしょうか。</p>	<p>特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る情報の取り扱いは、個別具体的な状況により異なり得るため、ルール化する予定はございませんが、それら個別具体的な事情に応じ、機微な情報が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては個別にご相談させていただくことがあります。</p> <p>本人から異議があった場合の対応について、特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る方法・内容等は、個別具体的な状況により異なり得るため、画一的な回答をすることは適切ではないと考えておりますが、基本的には、当該連絡を行う際に、当該連絡に関する相談先もお伝えすることになると考えております。</p>
264	<p>9 &lt;METI からの連絡の内容を本人が否定した場合の扱い&gt; 就業規則等に基づいて特定類型 12 の申告を義務付けている中で、METI から該当可能性の連絡があって、本人がそれを否定している場合、企業側として類型該当性をそれ以上個別具体的に調べることは困難と思われれます(物理的にも法律的にも)。その場合には、類型該当ということにはならないという整理になると思われれますが(METI からの連絡は「該当可能性」に留まるため)、どのように対応すればいいのでしょうか。そのように本人に照会しできる範囲で問いただすのであれば、「漫然とした」対応にはならないという理解でいいのでしょうか。</p>	<p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができます。</p> <p>一方、例えば、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられます。</p> <p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合において、本人がそれを否定している場合、本人がそれを否定するに足る根拠を示していない場合において連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられます。経済産業省からの連絡は、類型に該当する可能性に関するものですが、可能性について認識しているのであれば、当該可能性が払拭されない限り提供に当たって、故意又は過失があると考えられます。</p>
265	<p>10 &lt;特定類型該当者、該当可能性のある者の扱い&gt; 特定類型該当性について本人から申告がなく、METI から連絡を受けてもそれを否定している場合、企業にお</p>	<p>提供者の判断によりますが、少なくとも、特定類型該当者への技術提供が不許可になるケースにおいては、当該従業員を配置転換又は解雇せざるを得ない場面が生じることも認識しております。</p>

	<p>ける利益相反可能性があるだけでなく、日本の安全保障上の利益を害する可能性 があるということになると思われます。METI がそのように判断されて連絡を受けた以上は、そのまま業務に従事させるわけにもいかなものの、解雇もまたトラブルが懸念されます。</p> <p>その場合、敢えて許可申請をして、不許可となったことを以って解雇事由になると貴省はお考えでしょうか。</p> <p>方策としてあるのかもしれませんが、1 そのような者への技術提供を前提とした許可申請を行うこと自体がコンプライアンス上疑義が生じる懸念があること、2 解雇の場合にはトラブルが予想されること等を踏まえると、外国人の場合には在留資格取消を行っていただくことも選択肢になるかと思います。入国管理等との連携により、企業等での混乱が極小化されるようお願いします。</p>	<p>配置転換又は解雇の有効性は最終的には司法の場で判断されるものでありますが、一般的には、外為法上の規制を遵守するために配置転換を行うケースであれば、通常濫用的な配置転換には該当しないものと認識しておいます。また、雇用契約上職種限定がついている等の理由から配置転換を行うことが困難なケースであっても、まずは労使で話し合い、社内で雇用契約について見直すことも含めて配置転換を行うよう努力をいただきたく思います。</p> <p>それでもほかに代替手段がなくやむを得ず解雇を行うケースであれば、通常、解雇権の濫用には該当しないものと認識しておいます。</p> <p>解雇が不可避であるようなケースは限定的であると認識しておいますが、必要に応じ、個別にご相談いただけますと幸いではす。</p>
266	<p>11 &lt;関係省庁横断的な支援体制の必要性、相談窓口の設置&gt;</p> <p>今回の役務通達による制度改正は、従来のボーダー規制とは異なり、組織内の社員等(日本人、永住者を含む)を提供先とするものであるため、労働行政、人権擁護行政、個人情報保護行政等との関係が生じる(場合によっては抵触するように受け止められる)懸念があります。それぞれの行政上の要請間の調整を、企業自身で行うことは困難であるため、今回の制度に関して実際</p>	<p>特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合や類型該当の場合の管理の方法などについてご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p>

	<p>の運用上それらの問題が生じた場合の、関係省庁間の調整を含む相談窓口の設置をお願いいたします。</p>	
267	<p>12 &lt;「限定して」の趣旨&gt; 別紙 1-3 のガイドラインで、2. (1)アで、「漫然と当該居住者に提供する場合に限定して」とありますが、この箇所だけ、「限定して」との記載があるのは、どういう趣旨でしょうか。</p>	<p>指揮命令下にある者に対する技術提供における注意義務の考え方が、特定類型①及び②と異なることから、それが明確になるよう入れている文言です。</p>
268	<p>13 &lt;指揮命令、善管注意義務やその優劣の意味&gt; 指揮命令、善管注意義務やその優劣という意味が具体的にどういうことなのか、なじみがなく 分かりにくいです。既存の法律上、それらの「優劣」という概念があるのでしょうか。 仮に外国政府等や外国企業等とも雇用関係にあるとした場合、それぞれの雇用関係にある組織とは指揮命令や善管注意義務の関係にあることは通常だと思いますが、それが技術提供に関連して、その「優劣」が問題となるのは、具体的にどういうケースでしょうか。 この点は、社員との関係で必ず出てくる質問だと思いますので、よろしくお願いします。</p>	<p>既存の法律上、指揮命令権及び善管注意義務の優劣という文言はありません。 指揮命令権及び善管注意義務の優劣が問題になるケースとしては、典型的には本邦法人の指揮命令と外国政府等又は外国企業等の指揮命令が矛盾する場合があります。</p>
269	<p>14 &lt;「外国政府等」「外国法人等」との間で優先の合意を得ることとする趣旨&gt; 当該者に、雇用等の関係にある本邦法人の社内規則の遵守を誓約させる以上に、同じく雇用関係等にある「外国法人等」に対して、本邦法人の指揮命令関係、善管注意義務の優先を確認させる趣旨、理由付けはどのようなものになるでしょうか。</p>	<p>概ねご理解の通りです。外国法人等又は外国政府等が指揮命令権・善管注意義務が本邦法人のそれに対して劣後することを確認する場合、当該外国法人等又は外国政府等が本邦法人から技術窃取を行う意図がないことを確認できるほか、実際に従業員に対して技術窃取のための指示をする場合に本邦法人の指揮命令権・善管注意義務が優先することにより、当該従業員がそのような指示に従う必要がなくなります。</p>

	潜在的な利益相反性があるとして、その「外国法人等」に対して本邦法人から技術流出をさせる意図、懸念性がないことを明らかにさせる誓約的趣旨で合意を得させ、それが得られない場合には、懸念相手とみなして、技術提供の許可の対象とする、ということでしょうか。	
270	15 <指揮命令、善管注意義務の優劣の合意の主体> 「外国政府等」「外国法人等」との間で、指揮命令、善管注意義務の優劣の合意を行う主体は、あくまで「当該者」（「外国政府等」「外国法人等」と雇用契約等を締結し、指揮命令関係、善管注意義務を負っている者）であり、本邦法人側ではないと理解していますが、よろしいですか（念のための確認です）。	当該者又は本邦法人です。
271	16 <技術の外部提供の許可・禁止により善管注意義務の「優劣」> 今回の新たな規制は、技術の提供に関するものですから、就業規則その他の社内規則に基づいて、その社の技術情報を許可なく外部に提供しないことを誓約させたり、禁止したりしていれば、「優劣」が生じることはないように思いますが、そうではないのでしょうか。	そうではありません。法人Aにおける社内規則は、法人Aと法人Aに雇用される従業員との関係を規定するものであり、法人A以外の法人は当該社内規則に拘束されないからです。
272	17 <雇用契約上の技術を無断提供しないことの誓約による善管注意義務の履行> 本邦法人(企業)において、社外取締役が外国法人との雇用契約を結んでいる場合があります。当該社外取締役と当該本邦法人との雇用契約の中で、提供される技	特定類型①(イ)で求める合意は、本邦法人と外国法人等・外国政府等又は兼業者と外国法人等・外国政府等の間で必要になるため、本邦法人と兼業者の間の合意は含まれません。

	<p>術に関し、当該本邦法人への 善管注意義務を果たすために、その技術を当該本邦法人の許可なく第三者へ提供しないことを誓約すれば、特定類型 1(イ)の除外適用となると思いますが、そのような理解でいいでしょうか？ 社外取締役は、自らが務める企業との間で合意を取得させるというのは、無理があるように感じられます。</p>	
273	<p>18 &lt;合意の存在及び内容を証する資料&gt;  「役務通達」の 1(3)サ 1(イ)の文末「優先すると合意している」場合に関して、QA13 に、「グループ会社ではない法人との間で・・・経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資料 等の提出を求めることがあります。」との説明があります。  他方、別紙 1-3 のガイドラインでは、「通常果たすべき注意義務」としては、社内規則で兼業 等の申告義務や禁止を定めていれば、これを履行しているとされており、本邦法人側にその申告 内容のチェックまでは求められていません。  これを踏まえると、経産省が「証する資料等を求めることがある」のは、具体的な疑義が生じた場合に限られ、本邦法人側が、ルーティン手続きとして、当該合意の存在及び内容を証する資料を入手する必要はないと理解していますが、それでよろしいですか。そうでないと、(類型 2 にも波及して)膨大な手続負担が生じてしまいます。</p>	<p>別紙 1-3 のガイドラインは、特定類型該当性の確認を行うに際して必要になる手続きを規定するものであり、特定類型①(イ)は特定類型①に該当しない例外を規定するものですので、制度を少々混同されているものと存じます。  経済産業省が「証する資料等を求めることがある」のは、具体的な疑義が生じた場合に限定されます。通常資本関係がない会社間において兼業者の指揮命令権・善管注意義務について黙示の合意が存在することは想定されないところ、グループ会社ではない法人との間で当該合意をする場合には証する資料等を求めることとしております。</p>

274	<p>19 &lt;合意を証明するために取得しておくべき文書に求められる要件、雛形&gt;</p> <p>当該者が、合意を証明するために取得しておくべき文書に求められる要件を Q&amp;A 等で明示いただきたい。また、定型的雛形を作成して示していただきたい。内容のイメージとしては、次のようなものでしょうか。</p> <p>「当該 X は、Y 社(当該「外国政府等」「外国法人等」)との間で雇用契約等を締結しているが、X が日本で雇用契約等を締結している Z 社が、その業務に関する X に対する指揮命令権、善管 注意義務に影響を及ぼすものではない。」</p>	<p>契約上の文言として規定する場合には、契約の準拠法、当該準拠法における形式要件、当該契約に適用される強行法規等を踏まえた上で、拘束力のある内容とする必要があり、個別的な判断が必要であることから、経済産業省から画一的な文言を提示することは適切ではないと考えております。</p> <p>その上で、日本法を準拠法とする契約において、適用される強行法規を踏まえないことを前提に例を示しすると、以下のとおりです。</p> <p>&lt;本邦法人A及び外国法人Bの間で合意する場合&gt;</p> <p>「本邦法人A及び外国法人Bは、本邦法人A及び外国法人Bにおいて勤務する自然人Cについて、自然人Cに対する本邦法人Aの指揮命令と自然人Cに対する外国法人Bの指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Aの指揮命令が優先することを確認する。」</p> <p>「本邦法人B及び外国法人Bは、本邦法人A及び外国法人Bの取締役である自然人Cについて、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務と自然人Cが外国法人Bに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」</p> <p>&lt;自然人C及び外国法人Bの間で合意する場合&gt;</p> <p>「自然人C及び外国法人Bは、自然人Cが勤務する本邦法人AのCに対する指揮命令と外国法人Bの自然人Cに対する指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Aの指揮命令が優先することを確認する。」</p> <p>「自然人C及び外国法人Bは、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務と自然人Cが外国法人Bに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」</p>
-----	---	---

275	<p>20 &lt;「該当しないことが明らか」についての具体的事例&gt;</p> <p>別紙1-3 1(1)アでの、指揮命令下でない居住者への技術提供において、役務取引を実施するまでの間に商習慣上、通常取得する契約書等において、特定類型12に「該当しないことが明らか」という点について、具体的にどういう点が記載されていれば「明らか」なのかを明確にするために、具体的事例を提示していただきたい。2(1)アでの、特定類型3に「該当しないことが明らか」についてお願いします。</p>	<p>役務通達別紙1-3では「該当しないことが明らか」という文言は使用していないところ、「該当することが明らか」というご質問のご趣旨であれば、特定類型①に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国法人と雇用関係があることが記載されている場合が考えられます。</p> <p>特定類型②に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国政府等から奨学金を受けていることが記載されている場合が考えられます。</p>
276	<p>21 &lt;クローズドの学会、展示会での発表での技術提供の扱い&gt;</p> <p>誰もが登録できる訳ではない学会や展示会で発表などの技術提供をする場合、参加者が「特定 類型」に該当するかの確認は提供者の義務には含まれないという認識で良いか。そうでない場合は改善を希望する。</p>	<p>提供者から特定類型該当者に技術が提供されることとなりますので、提供者において役務通達別紙1-3に従った確認をしていただく必要がございます。</p> <p>一方で、通常参加者は主催者の指揮命令下にはないものと考えられるところ、当該学会、展示会等の開催に当たり通常参加者から取得する書類において参加者の類型該当性が明らかでないのであれば、類型に非該当と扱っていただいても構いません。</p>
277	<p>22 &lt;契約書を交わすことが通常ないアーティスト等の個人活動家に関する確認の不要化を&gt;</p> <p>契約書等を交わさない(契約書等を交わす必要がない)技術提供の場合、特定類型判断のために何か追加の確認を行うことまでは求められない、ことを追記してほしい(「書面に記載された 情報」以外でも可としてほしい)。</p> <p>契約まで至らない段階での個人(アーティスト、デザイナーなど個人活動家等)への技術提供 が考えられる。</p> <p>契約がない段階では機密情報のやり取りはないと思わ</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、役務通達別紙1-3に求める対応では、提供者の指揮命令下でない者に対する技術提供においては、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型に該当することが明らかでない場合は、特定類型非該当と取り扱っていただいても差し支えないとしております。</p> <p>契約書等に該当しない情報まで確認する必要はありません。</p>

	<p>れるが 16 項該当の技術はやり取りする可能性がある。そのアーティストが外国政府等から莫大な利益を得ている事が一般に知られていてもそれが何%かまでは確認しようがないし、確認を求めることは現実的でない。 必要ないことを明記していないグレーな状態では、企業にとって意味なき負担となりかねない。</p>	
278	<p>23 &lt;類型該当性の確認&gt;          特定類型 12 該当の場合には、社内規則で社員等からの自己申告(報告)を求めることが、通常 果たすべき注意義務となっており、その正否や個別具体的内容に立ち入ってまでの確認は求められていないと理解していますが、よろしいですか(求められても困難でもありません)。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
279	<p>23-2 &lt;第三者から特定類型該当性の連絡等があった場合&gt;          別紙 1-3 1(2)アより、指揮命令下にある居住者への技術提供では、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている。また、同別紙 2(1)アより、指揮命令下にある/ない、両方の居住者への技術提供では、役務取引を実施するまでの間の契約書等より特定類型 3 に該当しないことが明らかである。かつ、御省からの当該居住者に関する特定類型に該当する可能性のある連絡がなければ、それ以外の方法で、当該居住者の特定類型に関する情報(例えば、第三者から当該居住者が特定類型に該当する等の連絡があった場合等)があっても、役務提供</p>	<p>第三者から当該居住者が特定類型に該当する等の連絡があった場合には、当該連絡に根拠があり信頼に足るものでなければ、提供者において受領者が類型該当者であることに故意又は過失があるものとは考えられません。</p>

	<p>者が通常、果たすべき注意義務を履行していると解され、仮にその居住者が特定類型に該当していたとしても、役務提供者が罰せられることはないと理解しますか? (1(2)アで、「契約書等」から「該当性が明らかでない」場合は、「追加で確認することは求められない」こととのバランスからも、そういう理解になるかと思います)</p> <p>これは、通常の企業活動等において、居住者の特定類型への該当性確認は非常に難しく、キャッチオール規制の know 要件のような場合の運用方法を確認するためのご質問です。</p>	
280	<p>24 &lt;兼業先、資金提供相手やその国の特定の要否&gt;  役務通達改正案 1(3)サ で規定される「特定類型」に該当する居住者の識別について、同別紙 1-3、別紙 1-4 及び説明資料「「みなし輸出」管理の明確化について」P11 によると、当該特定類型に該当する居住者に強い影響を及ぼす非居住者(例:兼業先)の特定までは提供者に求められていないと読める。</p> <p>一方で、当該特定類型に該当する居住者への技術提供管理を確実に実施する際、具体的には、いわゆる該当技術の提供に対して何らかの役務提供許可や許可不要特例の適用を検討したり、いわゆるキャッチオール規制要件に当たるか否かを検討したりするなどの場合などには、当該特定類型居住者に強い影響を及ぼす非居住者や、その属する国を特定する必要がある。これらの不一致はどのように整理して考えるべきか?</p>	<p>役務通達 1-3 で求められる確認をしていただいた上で特定類型非該当であることを確認いただけるのであれば、当該者に対する提供について法第 25 条第 1 項違反として罰則・行政処分の対象とすることはありません。</p> <p>一方で、許可例外の適用等にあたり、特定類型該当者に強い影響を及ぼす非居住者を特定する必要があるのであれば、特定類型該当者に確認する等して、特定いただく必要があります。この点は、役務通達別紙 1-3 の内容とは矛盾しないものと考えております。</p>

281	<p>25 &lt;特定類型該当者がいることが事後に分かった場合の扱い&gt;</p> <p>特定類型に該当する居住者がいることが、本人の申告や METI からの通知で分かった場合、該当判明前に提供した(提供した可能性のある)技術について遡って管理責任を問われることはなく、該当者であることが分かる前の技術の特定や該非判定を要求等はされることはないと理解しているが、それでよいか。</p>	<p>役務通達別紙 1 - 3 で求められる対応を行っている限り、ご理解のとおりです。</p>
282	<p>26 &lt;日本の独立行政法人等に相当する公的組織の扱い&gt;</p> <p>Q&amp;A10 (回答者注: 11月公表版ではQ11) で、「日本の独立行政法人等に相当する公的組織」は、「外国の政府機関」として、「外国法人等」に該当する可能性があるとありますが、その該当・非該当はどのように判断すればいいのでしょうか。</p>	<p>「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものとされています(独立行政法人通則法)。上記定義に該当する外国の機関であれば、「外国の政府機関」に該当します。</p>
283	<p>27 &lt;業務委託契約、派遣契約の扱い&gt;</p> <p>業務委託契約に基づく就労については指揮命令下でないという理解でいいのでしょうか。また請負・派遣契約に基づく就労については、当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合に当てはまる場合の要件につきご教示をお願いします。</p>	<p>自社が他社に業務委託をしており、当該業務委託に基づき当該他社の従業員が自社の敷地内で勤務する場合、当該他社の従業員は通常自社の指揮命令下にはないものと考えられます。</p> <p>また、請負契約及び派遣契約に基づき、他社の従業員が自社の敷地内で勤務する場合も同様です。</p>
284	<p>28 &lt;コンサルタント契約、アドバイザー契約&gt;</p> <p>製品開発を行う際、社外の技術者とアドバイザー契約を取り交わすケースが想定されます。その契約対象が本邦法人(居住者)の場合は特定類型の確認不要で、特定の個人(居住者)の場合は契約時には誓約書を取り交わすという認識でよろしいのでしょうか。</p>	<p>社外の技術者とアドバイザー契約(雇用契約又はそれに準ずる契約ではない)を取り交わすケースにおいて、契約の相手方が本邦法人(居住者)の場合は特定類型の確認不要です(法人は特定類型に該当しないため)。</p> <p>契約の相手方が個人である場合は、指揮命令下に無い者に対する技術提供であるため、誓約書までは取得する必要がなく、</p>

		<p>役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型に該当することが明らかである場合に当該者を特定類型該当者として取り扱っていただく必要があります。</p>
285	<p>29 &lt;海外子会社からの出向者の扱い&gt; 元々、海外関係会社(日本の本社が 50%以上)に雇用されて勤める方が、日本の本社に出向してきている(雇用されている)場合には、適用しないと解釈してよいのでしょうか。 役務通達の 1(3)サの 1(ロ)の除外類型に該当すると理解していますが、念のための確認。</p>	<p>日本の本社が当該関係会社の株式を 50%以上取得しているという前提のもとで、問題ございません。</p>
286	<p>29-2 &lt;「グループ外国法人等」以外の資本・提携関係にある外国法人等からの出向者&gt; 類型 1 から除外される「グループ外国法人等」は、議決権 50%以上を直接・間接に有する場合とされているが、これ以外で、当社と資本関係、提携関係のある外国法人からの社員を受け入れる場合には、類型 1 に該当するとの理解でいいか(念のための確認)</p>	<p>「グループ外国法人等」の定義にあてはまらない資本・提携関係にある外国法人等からの出向者については、特定類型①に該当する場合があります。</p>
287	<p>29-3 &lt;顧問契約の扱い&gt; 外国政府・外国法人等との間で雇用契約を締結しながら、当社と嘱託あるいは顧問契約を締結し報酬を支払い、役務提供をうける場合は「(1)指揮命令がない場合」もしくは、「(2)提供先の指揮命令下にある場合」にあたるかを明確にしたい。</p>	<p>本邦法人との間の嘱託契約又は顧問契約が、雇用契約に準ずるものでない限り、指揮命令下でない者として取り扱うこととなります。</p>
288	<p>29-4 &lt;個別事例&gt; 外国法人・外国専門機関等との間で雇用契約等を締結している者であるが、当社・先方・本人との合意によ</p>	<p>「雇用契約等」の「等」の内容や実際の役務提供の状況によるため、回答が難しいですが、当該「雇用契約等」が雇用契約又は雇用契約に準ずるものである場合は当該者は提携先の指揮命令下にある者として取り扱うこととなります。</p>

	<p>り、例えば、報酬を半分ずつ先方と当社が折半し、当該社員から報酬分の役務適用 をうける場合には「(1) 指揮命令がない場合」もしくは、「(2) 提供先の指揮命令下にある 場合」にあたるかを明確にしたい。</p>	
289	<p>30 &lt;各具体的ケース別の扱いを整理したガイドラインの作成&gt;</p> <p>企業内に様々な形態で人材を受入れ、技術情報の開示が行われている中、各具体的ケース別に、「特定類型」を判断すべき者(法人)、当該判断のための善管注意義務の内容、判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)について整理し、オーソライズした文書(ガイドライン)として発行頂きたい。</p> <p>とりあえず、下記の者の扱いについてご教示頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社員(正社員、契約社員、嘱託社員)</li> <li>2. パート、アルバイト</li> <li>3. 役員(常勤、非常勤)</li> <li>4. 派遣会社からの受入者</li> <li>5. 他社からの出向受入者(兼務出向者を含む)</li> <li>6. 場内作業請負者(受入先のデータへのアクセスを認める場合)</li> <li>7. 取引先等からの実習者</li> <li>8. 学生のインターンシップ</li> <li>9. 工場見学(Q&amp;A 等で非公知の技術を開示する場合)</li> <li>10. 企業と共同研究を行っている大学の教員</li> </ol>	<p>基本的な考え方については役務通達別紙1-3に明記しているところ、別途個別事例についてのガイドラインを作成することは考えておりませんが、特定類型に該当するかどうかの判断が困難である場合や類型該当の場合の管理の方法などについてご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p> <p>いただいた1から10の考え方については以下の通りです。なお、「当該判断のための善管注意義務の内容」については、契約内容によるほかご質問の趣旨が明らかでないので回答しておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社員(正社員、契約社員、嘱託社員) 「特定類型」を判断すべき者(法人)：雇用主である法人が技術の提供者となる場合には、当該法人</li> </ol> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. パート、アルバイト 1番と同じ</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 役員(常勤、非常勤) 「特定類型」を判断すべき者(法人)：役員に就任する法人が技術の提供者となる場合には、当該法人</li> </ol> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p>

4. 派遣会社からの受入者

「特定類型」を判断すべき者(法人)：派遣先企業が提供者となる場合、派遣元企業（ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）参照）

判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上

5. 他社からの出向受入者(兼務出向者を含む)

「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者となる場合、自社

判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上

6. 場内作業請負者(受入先のデータへのアクセスを認める場合)

「特定類型」を判断すべき者(法人)：請負委託企業が提供者となる場合、請負受託企業（ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）参照）

判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上

7. 取引先等からの実習者

「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者になる場合であって、取引先等と当該実習生との間に雇用契約がある場合、当該取引先等（ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）参照）

		<p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <p>8. 学生のインターンシップ 「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者になる場合、自社</p> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <p>9. 工場見学(Q&amp;A等で非公知の技術を開示する場合) 「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者になる場合であって、工場見学者が他社に雇用されている場合、当該他社ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&amp;A』のQ7(パブコメ開始時公表版のQ8)参照)</p> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <p>10. 企業と共同研究を行っている大学の教員 「特定類型」を判断すべき者(法人)：企業が提供者になる場合、大学</p> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p>
290	<p>31 &lt;政黨員の扱い&gt; 政党の党員資格を有している場合、「外国の政党との間で・・・その他の契約を締結している」に該当するのかが現行表現では分かり難いため、明確化していただきたい。 1 単に政黨員であるだけでは、特定類型1には該当しないのか。2 政党と雇用関係等はなくとも、政党の各種役員である場合も考えられるが、どういう扱いになる</p>	<p>当該政党における党員の位置づけや政党と党員の具体的な関係性にもよりますが、政党に所属しているだけでは通常特定類型①には該当しないものと考えております。</p> <p>その上で、政党は「外国政府等」(外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体)に該当する可能性があります。一般的に外国政府等に雇用されている場合又は雇用契約でなくても雇用類似の関係にある場合は指揮命令に服していると考えられます。</p>

	<p>のか。それは「委任契約」や「その他契約」を締結していることになるのか。</p>	<p>「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優先することや「外国政府等」への忠誠義務を要請しており、個人も当該要請に合意する場合でも、時間的・場所的に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合でなければ特定類型①には該当しません。</p>
291	<p>32 &lt;「その他の政治団体」の内容&gt;  「その他の政治団体」につき Q&amp;A 等を通じて明確して頂きたい。  1 「政治団体」の定義(政治資金規正法上の「政治団体」の定義に準じたものになるのか)  2 「外国の・・・その他政治団体」には、日本に存在して、政治活動を行ったり、大使館的役割等を果たしている外国人の政治団体も含まれるのか(在日本朝鮮人総連合会等)。</p>	<p>1 について  政治団体とは「特定の政治目的実現のための集団」といいます。</p> <p>2 について  ご理解の通りです。</p>
292	<p>33 &lt;軍の予備役に編入されている者の扱い&gt;  徴兵制度のある国で徴兵期間終了後に軍の予備役に編入されている者は、特定類型 1 の外国政府の指揮命令下に服する者となるのか。</p>	<p>各国の軍の予備役の位置づけによるため、画一的なご回答は難しいですが、当該軍と雇用関係又はそれに準ずる関係にあれば、特定類型①に該当します。</p>
293	<p>34 &lt;類型 1 除外の者が類型 2 に該当する場合&gt;  本邦法人(企業)内における従業員が、外国政府等との雇用契約も有しているが、特定類型 1 の除外、すなわち、本邦法人への善管注意義務の方が、外国政府等へのそれに比べ優先していることで、特定類型 1 に該当しない場合に、当該外国政府等からの重大な利益(年間取得の 25%以上)を得ていると、特定類型 2 に該当となると理解していますが、それでいいでしょうか。 ※</p>	<p>ご理解の通りです。その上で、特定類型 1、2、3 については、それぞれ OR 条件です。</p>

	<p>特定類型の「1から3まで」が、AND 条件なのか、OR 条件なのかが不明ですが、OR だと思われます。</p>	
294	<p>35 &lt;大学教授が起業し CEO になっているベンチャー企業への資金提供等の扱い&gt;</p> <p>特定類型2について、Q&amp;A19では、外国政府等から研究資金の提供を受けている場合、受領者個人の所得になる場合に限り、重大な利益に該当すると説明されています。当該者(例えば、大学教授)が起業したベンチャー企業の CEO となり(起業自体は大学の承認を得ている)、当該ベンチャー企業が外国政府等から多額の研究資金を受け取っている場合、「重大な利益」に該当しますか。</p>	<p>当該ベンチャー企業が資金の受け取り手となる限り、重大な利益には該当しません。</p>
295	<p>36 &lt;重大な利益を受けている場合の適用の考え方&gt;</p> <p>「25%以上を占める金銭その他の利益」は、「外国政府等」に該当するものが複数国・複数相手ある場合はそれらの利益の合計で計算するのか、それとも、個別の相手ごとに計算するのか。</p> <p>影響を与えている非居住者はどこかを見極めるという趣旨からすれば、それら非居住者ごとに25%以上の利益を得ているかどうかを計算することになると思われるが、特定の国の複数の関連する政府機関が少しずつ資金等を出している場合のことを想定すると、どう考えるべきなのか。</p>	<p>個別国ごとに計算します。特定国の複数の政府機関が利益を供与する場合は、それを合算します。</p>
296	<p>37 &lt;「その他の重大な利益」の内容、金銭換算について&gt;</p>	<p>通常の商慣習において一般的に用いられる方法で金銭換算いただくことを想定しております。</p>

	<p>なにが「その他の重大な利益」に当たるのか、「金銭換算」の具体的な計算方法はどうか、等の点がわからないので、経産省 Q&amp;A で具体的な計算の例を示してもらいたい。必ず誓約者に聞かれるので、相手にそのまま示せるようなわかりやすいものでお願いします。</p>	<p>例えば、債権であれば、当該債権の額が該当し、株式であれば、適切な方法に基づく当該株式のバリュエーションの額が該当し、動産であれば、市場で売却した場合の金額が該当することが考えられますが、それ以外の方法であって、通常の商慣習において一般的に用いられる金銭換算の方法を否定するものではありません。</p>
297	<p>38 &lt;「その他の重大な利益」の内容の確認の要否&gt; 「通常果たすべき注意義務」としては、「社内規則で報告することを求めている」ところまでなので、「その他の重大な利益」の内容と金銭換算の計算、あるいは、Q&amp;A の Q19（回答者注：11月公表版ではQ22）に対する回答で言及されている貸与については、その有無、内容等については、あくまで自己申告で足り、企業側がその内容を確認する必要はないと理解していますが、正しいですか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
298	<p>39 &lt;一定の「貸与」が含まれる旨を、特定類型2の注釈に追加&gt; 特定類型2への注釈として、Q&amp;A19の趣旨を反映させて「外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、特定類型2にあたる」旨を記載していただきたい。このQ&amp;Aの解釈を理解させた上で誓約をとる為には、類型の説明自体に注釈が必要と考えます。</p>	<p>ご指摘の特定類型2に係る解釈については、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&amp;A』における記載で足りると考えております。</p>

299	<p>40 &lt;25%の根拠&gt; 年間所得の 25%以上とされている数値の根拠は何でしょうか。</p>	<p>民事執行法 152 条で規定される差押禁止債権の範囲（四分の三）を踏まえ、外国政府等が年間所得の 25%以上を占める利益を得ている場合には、当該者の生計を左右し、強い影響を与えうると考えております。</p> <hr/> <p>民事執行法 152 条 1 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。</p>
300	<p>41 &lt;特定類型 1 との差異&gt; 特定類型 1 は「指揮命令」関係にある場合、3 は「指示、依頼」を受ける場合となっており、類似した印象がありますが、1 は契約を伴う指揮命令関係にある場合、3 は契約に依らず法令等に基づいて実際に指示・依頼を受ける場合という整理でよろしいですか。</p>	<p>特定類型①は、雇用契約等に基づき外国法人等若しくは外国政府等の指揮命令に服する又は外国法人等若しくは外国政府等に対して善管注意義務を負う者が該当します。</p> <p>特定類型③は、本邦における行動に関して、外国政府等から指示又は依頼（契約や法律に依拠しないものを含む）を受ける者が該当します。</p>
301	<p>42 &lt;モデル就業規則に準拠している場合&gt; 厚生労働省がモデル就業規則を公表しています。これに準拠している就業規則や社内規則であれば問題ないとお聞きしていますが、その理解でよろしいでしょうか。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/mo-del/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/mo-del/index.html</a> ※特定類型の 12 については、モデル就業規則の第 68 条第 2 項(兼業の事前届出)、2 第 11 条(守秘義務、業務上の金品等の受領禁止等)でカバーしていると理解しています。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

302	<p>43 &lt;新規採用の場合の誓約書取得の要否 1&gt; 別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン 1(2)アでは、「就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は(中略)特定類型 1 又は 2 に該当することとなった場合に、報告することを求めていると解される」とあります。</p> <p>既に社員となっている場合には、それで足りるのであれば、新規採用の場合でも、入社日に締結する雇用契約、および従業員が署名する誓約書で「(副業禁止および申告制を定めた)就業規則その他規定に従う」と記載されていれば、企業側が適切な注意義務の履行を果たしたと解釈できるため、別途の誓約書入手は必要ないと思われませんが、そのような理解でいいでしょうか。</p> <p>もしそうではなく、新規に採用する場合には、別途(雛型の通りの)誓約書入手が必要となるのだとすると、その理由がよくわからないのでご説明をお願いします。</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>
303	<p>44 &lt;新規採用の場合の誓約書取得の要否 2&gt; 「社内規則」には、輸出管理内部規程も含まれると思いますが、そこに今回の役務通達内容も含めて、社内遵守を図り、特定類型 12 に該当する場合には申告するようにしてあれば、別途、それと同内容の誓約書を取る必要はないのではないかと思います。そのような理解でいいでしょうか。</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>

	<p>おそらくそれで問題はないように思われますし、社内手続き的に円滑に負担も少なく進むのではないかと思いますので、そのような選択肢もガイドラインに含めていただくようお願いします。</p>	
304	<p>45 &lt;誓約書の内容の記述の簡素化&gt; 別紙 1-4 の誓約書の例は、役務通達の規定をそのまま用いており、あまりに複雑過ぎて、誓約させる相手に容易に理解させることは難しいと感じます。日本人でも難しい内容を外国人に理解させるのは更に難しいと思われ、混乱が危惧されます。 当該者に理解させ遵守させるためには、ポイントを分かりやすく記述することが必要と思います。就業規則等の利益相反の場合の申告制の規定はシンプルなわけですから、それとの比較においても、もっと簡略な内容にさせていただくよう、ご検討をお願いします。</p>	<p>表現を丸める場合、内容が不正確にならざるを得ない部分が出てきてしまうため、誓約書例は役務通達の文言に沿った内容としております。 なお、パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。当該資料では英語版も用意し、誓約書の解説も含むものとなっています。 また、役務通達別紙 1-4 に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。</p>
305	<p>46 &lt;再雇用の場合の扱い&gt; 再雇用する場合も改めて取る必要があるのか。再雇用は、新規採用ではなく継続雇用なので、改めて取る必要はないように思いますが、どうでしょうか。</p>	<p>再雇用の定義が明らかではありませんが、一度雇用関係が終了したのち、新たに雇用関係が開始されるのであれば、新規採用と同様に誓約書を取得いただく必要があります。</p>
306	<p>47 &lt;誓約書の英文・中文訳等&gt; 外国人社員に、この誓約書の雛形の内容を理解させるためには、もっと簡略化した上で、英文の雛形もご用意いただけるようお願いします(モデル就業規則では、4カ国語の訳が掲載されています)。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙 1-4 に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。  また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方</p>

		へ、経済産業省からのお知らせ『国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。当該資料についても英語版を公表いたします。
307	48 <電子署名の有効化> 誓約書の署名については各種の電子署名も有効とする取り扱いを希望します。	各企業、大学等内のルールにおいて電子署名を有効としているのであれば、誓約書が電子署名されている場合でも、当該誓約書は有効であると考えられます。
308	49 <誓約書入手の施行時期> 企業における来年4月の採用活動は既に実施中であり、本件が今後公布された後に、採用予定者から同誓約書を手に入れるのは、スケジュール的に困難なため。再来年度(2023年)からの適用にしたい。	本明確化は令和4年5月1日から適用させていただきます。 したがって、令和4年4月入社社員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該社員からの誓約書の取得は必要ありません。
309	50 <「技術を提供することを目的とする」/双方当事者の合意の有無について> 類型該当者への技術提供が、影響を与えている外国の非居住者への提供を目的とするものと捉えられていますが、本邦法人(企業)としては、その類型該当者の社員等に技術提供するときには、影響を与えている外国の非居住者へ「提供することを目的」として提供するわけではないと思われます。 また、「取引」の定義として「・・・取引双方の合意に基づくものをいい」とされていますが、本邦法人が類型該当者に技術提供しようとする場合、その該当者との間に、「外国の非居住者に提供することを内容とする合意」はないと思われます。 そういう中で、居住者である類型該当者に提供することを目的とし、その旨の双方合意もある技術提供しようとするときに、それは「外国の非居住者に提供す	企業と従業員の間では、技術を提供し受領するという内容の合意が形成され、当該合意の履行として技術提供が行われているものと観念されるため、「取引」に該当すると考えております。 『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7(パブコメ開始時公表版のQ8)は提供先の企業が知らないうちに、他社から情報を受領するケースであり、このような場合には、提供先の企業と当該企業の従業員に技術情報の受領に関し合意がないものと考えております。 なお、平成4年12月21日付「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」では、外為令第17条の2第5項(当時)の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものとして、「本邦において非居住者に特定技術を提供する取引であって、本邦法人がその法人と本邦において雇用関係にある非居住者に対して行うもの」が挙げられており、また注において「注：本邦において雇用関係にある外国人に特定技術の提供を行う場合、その者が居住者であれば、管理法で規制されない取引となり、非居住者であれば上記により許可申請不要となる。」としているところ、同一法人内におけ

	<p>ることを内容とする取引」だとして、双方合意がない内容の技術提供許可を求められるという制度運用になっているように思えるのは(許可申請では、契約書なし、最終需要者誓約書不要、用途不明で可)、困惑するところがあります。</p> <p>別の局面ですが、Q&amp;A の 8(回答者注：11月公表版ではQ7)でも、「当該合意の履行としての提供が行われる関係が存在しない」場合には、「取引に該当しない」と書かれています。(影響を与えている)「外国の非居住者への提供」に関する「合意」については、どのように考え方を整理すればいいのでしょうか。</p>	<p>る法人から非居住者への技術提供は「取引」に該当することを示しておりますところ、当該考え方が、現在も前提となっております。</p>
310	<p>51 &lt;「提供目的」「双方合意」に関わらない別途のパターンでの規制の検討&gt;</p> <p>今回のような「特定類型」に該当する者に対する技術提供を、技術流出の懸念があるものとして許可対象にすること自体は理解できるのですが、「特定類型」に該当する居住者(自然人)に対する居住者の技術提供を、「外国法人等」に対する技術提供とみなし、許可に係らしめるのは、外為法第25条第1項の「地理的概念」規制、「人的概念」規制に当てはまらないように思われます。むしろ、別途のパターンで規制を規定することが適当ではないかと思われます。理由は以下の通りです。</p> <p>「地理的概念」規制、「人的概念」規制は、いずれも、「提供することを目的とする取引」とされています。これに対して、平成21年の外為法改正で、こ</p>	<p>今回の明確化は、取引の相手方の性質に着目したものであり、「人的概念」に基づく管理内容となっているものと考えております。なお、理由としてお示しいただいた①について、企業と従業員の間には、技術を提供し受領するという内容の合意が形成され、当該合意の履行として技術提供が行われているものと観念されると考えております。</p> <p>なお、平成4年12月21日付「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」では、外為令第17条の2第5項(当時)の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものとして、「本邦において非居住者に特定技術を提供する取引であって、本邦法人がその法人と本邦において雇用関係にある非居住者に対して行うもの」が挙げられており、また注において「注：本邦において雇用関係にある外国人に特定技術の提供を行う場合、その者が居住者であれば、管理法で規制されない取引となり、非居住者であれば上記により許可申請不要となる。」としているところ、同一法人内におけ</p>

<p>れを補完するために追加された「特定の技術を持ち出す行為」「特定の技術の電子データの外国への送信行為」に関する規定(同条第3項)は、「～提供することを目的とする取引」ではないが(意図、双方合意、契約も関係ない)、外形的に見て懸念ある行為を許可対象とするものです。</p> <p>今回の特定類型該当者への技術提供の場合も、提供する本邦法人を、第25条第1項の「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」の範疇に含め、提供行為を、双方合意による「取引」とすることには、以下の理由から無理があるように感じられます。</p> <p>1 技術を提供する居住者は、特定国の外国法人等へ技術を提供する意図がなく、特定国の非居住者に提供することについての双方合意や契約もないと考えられること。</p> <p>2 特定国の外国法人等に居住者(自然人)から技術が提供されるかどうかは確実ではなく、単にその懸念が高いというだけに過ぎないこと(貨物の輸出に例えると、間接輸出になる蓋然性の高い国内取引をする者に、実際に輸出されるかどうか明確でない段階で(輸出をしようとする者ではない者に)輸出許可を取得させるのと同じ構図になること)。</p> <p>このような点を踏まえると、今回のような特定類型該当者に対する技術提供行為は、「～目的とする取引」</p>	<p>る法人から非居住者への技術提供は「取引」に該当することを示しておりますところ、当該考え方が、現在も前提となっております。</p> <p>理由としてお示しいただいた②については、今回の明確化は、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態に該当する場合に限り、「みなし輸出」管理の対象とするものであり、外為法第25条第1項に沿ったものであると考えています。</p>
---	---

	<p>の範疇ではなく、第 25 条第 3 項にあるような「特定の技術を持ち出す行為」「特定の技術の電子データの外国への送信行為」のような「懸念行為」の一種と捉えて、これを法改正により許可対象とすることが適当ではないかと思われま</p>	
311	<p>52 &lt;輸出管理体系全体の見直し&gt;          役務通達の「用語の解釈」部分を修正して制度化した形になっているが、もともと複雑な法体系であった外為法の輸出管理部分が更に複雑となってしまったように感じる。これまで対外取引 だけだったものが、限定的とはいえ企業内の提供も対象としたのは大きな改正だし、輸出管理体系全体の理解を徹底させるためにも、法律の体系を見直して、外国語に訳してもそのまま理解できるようにしてほしい(欧米や韓国の法令は法律とその下の規則だけでほとんど全体系がカバー されているし、それらを日本語に訳してそのまま理解できます)。          今回のみなし輸出は、ほとんどは外国人が対象になり、類型該当者は懸念ある者ということになるので、牽制のためにも、法律で正面から規定することが有効だと思えます。</p>	<p>本明確化は、現下の機微技術流出をめぐる喫緊の課題に対応するため産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会における議論及び同小委員会が 2021 年 6 月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告を受けて、検討されたものです。          従業員等を含む関係者に今回の明確化の趣旨が分かりやすく伝わるよう、英語版を含む、各種説明資料を用意するなどして対応したいと考えております。</p>
312	<p>53 誤記等  <b>【該当箇所】</b>          役務通達改正案 別紙 1-3 の 1(1)、2(1)  <b>【意見内容】</b></p>	<p>一つ目について、ご指摘の通り修正いたします。          二つ目について、指揮命令と善管注意義務は並立する概念と認識しているところ、原案のままとさせていただきます。</p>

	<p>1 1(1)「当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合」、2(1)「当該居住者が指揮命令下でない場合及び指揮命令下にある場合」の部分に、「提供者の」を追加すべき</p> <p>2 同じく指揮命令下とあるが、「善管注意義務を負う」は不要か?これを追加するか、あるいは、その前段で指揮命令と善管注意義務を併せ、指揮命令等のように統合する。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>1 現状では、対象が不明であり、1(2)では「提供者の」が記載されている</p> <p>2 指揮命令下のみでないので</p>	
313	<p>54 <b>【該当箇所】</b>  役務通達改正案 別紙 1-3 1(1)(ア)(イ)</p> <p><b>【意見内容】</b>  (1)(ア)において、「ことと解される」とある一方、(イ)においては「ことと解される」となっている。(ア)(イ)とも「ことと解される」に統一いただくのが妥当ではないかと考えます。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
314	<p>55 <b>【該当箇所】</b>  役務通達改正案 1(3) サ 1</p> <p><b>【意見内容】</b> 「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(略)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

	その他の政治団体・・・」中の「並びに」は、正しくは「若しくは」ではないか?	
315	56【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 の 1(2)ア 【意見内容】 「注意義務」が「注意義」となっている。脱字です。	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
316	57【該当箇所】 役務通達改正案 1(3) サ 1 (ロ) 【意見内容】 「50%以上」を「50%超」にすべきではないか? 【理由】 「50%以上」であると、50:50 もあるわけで、どちらが優位にあるかわかりません。「50%超」であると、50%を少しでも超えていれば、そちらが優位にあるのは明白なため。	「50%以上」としたのは、50:50を含める趣旨であり、原案のままとさせていただきます。
317	2. 提出書類通達 1 1)別表 5(事前同意手続きの対象外となる貨物) 【意見内容】 ・「輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項(2)4 に掲げるクロスフローろ過装置用の部分品」を追加が必要です。  【理由】 包括許可取扱要領の III(5)1d)に、いくつかの本体、部品は保守、修理又は交換を目的として同一の輸入者への輸出は、継続的な取引関係にあるとする規定があるが、今般ここにクロス フローろ過用の部分品が追加されます。同じ品目が別表 5 に記載されていますが、同	ご指摘を踏まえ、改めて輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) 4 に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品を、補修品に関する事前同意手続きの対象外となる貨物として追加することについて検討した結果、特段の懸念がないと認められるため、ご指摘のとおり修正させていただきます。

	<p>一の輸入者 に対しての緩和措置であるならば、このリストにクロスフロー過装置用の部分品も追加する必要があります。</p>	
318	<p>3. 包括許可取扱要領</p> <p>1 1)1(表 3)の追加の条件の(4)と(5)について</p> <p>2「別表 A」3 の項の新設の「輸出令別表第 1 の 3 の項(2)7 又 A9 に掲げるもののうち、・・・半導体製造に用いられる装置その他の半導体製造工程に用いられるもの」の「は地域 2(ち地域を除く)」と「に地域 2(ち地域を除く)」 向けについて</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>1「条件」に誓約書の取得や事前同意手続を規定しているが、必要なのでしょうか。 2「特別一般/特定」を「特別一般」とする。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>今般、「は地域 2(ち地域を除く)」と「に地域 2(ち地域を除く)」 向けに、需要者が明確 で、半導体装置等に組み込まれること等が確かなポンプ、バルブは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用されることとなりますが、この場合追加の条件の(1 3)で「届出」が必要です。「届出」が受理されてから 14 日間は、制度的には、少なくとも貴省が需要者や用途について審査が可能であり、したがって場合によっては、特別一般包括許可 の適用を認めないという決定を下すことができると考えます。また、ポン</p>	<p>1 について</p> <p>別表 3（4）の誓約書につきましては、原則、対応する国際輸出管理レジーム参加国向けにのみ措置されている大量破壊兵器関連品目であるポンプ・バルブを、今回特別一般包括許可の適用可能とするにあたり、同レジーム加盟国として求められる義務を履行すること及び特別一般包括の適用対象となる「半導体製造に用いられる」ことを担保するための必要最小限の手続きとして規定したものですので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘の「ポンプ・バルブは半導体製造装置に組み込まれた時点で費消とみなす、とのリーズナブルな貴省の Q&amp;A もあり、誓約書に基づく再輸出の際の事前同意が必要な場合は生じないと考えます」につきましては、今回対象となる範囲は、半導体製造装置に組み込まれるもの以外、例えば「半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるもの」も対象となることから、誓約書に基づく再輸出の際の事前同意が必要な場合が生じる場合がありますのでご注意ください。</p> <p>2 について</p> <p>「別表 A」3 の項の新設部分につきましては、現状で特別一般包括許可を有しておらず、特定包括許可のみを有している輸出者が不利益にならないようにしていること、また今回の改正では「別表 A」3 の項の新設貨物に係る特別一般包括を新たに適用できることとする地域については、事前届出や実績報告といった新たな手続きが必要となることを踏まえ、輸出者に特別一般包括許可と特定包括許可の選択ができる制度としています。</p>

	<p>プ・バルブは半導体製造装置に組み込まれた時点で費消とみなす、とのリーズナブルな貴省のQ&amp;Aもあり、誓約書に基づく再輸出の際の事前同意が必要な場合は生じないと考えます。特定包括輸出許可は適用貨物については誓約書が必要であって、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が誓約書不要であると差異が生じますが、それは特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に一本化すればいいと思います。何よりも「特別”一般”包括許可」は、貴省からすれば(輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者、安全保障貿易検査官室による外為法等遵守事項の実施状況調査を受けている者等の要件を満たした)輸出者の管理に信頼をおいた許可であると理解しており、その根本の考え方は、この緩和措置についても変えていただきたくありません。輸出者が違反した場合については、包括許可の取り消しや行政制裁の発動で対処できると思います。</p>	
319	<p>2 2)III5(4)(ニ)(注2)について 13</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>10%ルールによって輸出した装置の保守若しくは修理又は交換を目的とした部分品の輸出に際しては、「輸出申告書、輸出許可通知書の写し及び輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し、当該貨物が組み込まれている装置の概要(例えば:装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の</p>	<p>当該規定に掲げている書類は全ての提出を求めているものではなく、例示として掲げているものであります。したがって、申請者におかれては、当該装置が適正に輸出され、需要者においても適切に使用されていることを証する書類をご準備いただき、ご不明な点等あれば安全保障貿易審査課までお問い合わせください。</p>

	<p>型番がわかるもの等) を提出する こと。」になっているが、「装置の概要」に関しては、当該貨物の型番だけに留めていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>保守用等の部分品は必ずしも装置メーカーが輸出するとは限らず、装置メーカーから認定を受けた部分品メーカーが輸出する場合もよくあります。しかし「装置の概要」のうち「装置内の配管図。設置レイアウト等は装置メーカーだけに存在する情報であり、部分品メーカーが入手するのは困難です。したがって「装置の概要」は装置の型番だけに留めていただきたく、お願いいたします。</p>	
320	<p>3 3) III51d)、2d)について</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>1d)と2d)を次のように修正する。1d):「・・・許可を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの若しくは・・・該当しないものとして扱い輸出したこと貨物の輸入者と同一の輸入者向けであるもの又はこれらであることが見込まれるもの」2d):「・・・許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの若しくは・・・該当しないものとして扱い輸出したこと貨物の需要者と同一の需要者向けであるもの又はこれらであることが見込まれるもの」</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>保守若しくは修理又は交換を目的とした装置の部分品に関しては、親貨物である装置の商流とは別の商流が</p>	<p>特定包括許可は需要者が確定していることで成り立っている制度です。ご指摘の商流につきましては、最終的には輸入者又は需要者向けである蓋然性は高いとはいえませんが、契約によって需要者が確定しているわけではないため、対象外となります。</p>

	<p>現実には存在するのであり、そうした商流にも適応できるようにしていただきたい。すなわち、最終的には輸入者又は需要者向けではあるが、部品メーカーの現地法人又は現地代理店に一度在庫としてプールされる輸出があるのであり、こうした商流にも対応できる規定にしていきたい。</p>	